

## 自転車指導警告カード活用要領

平成26年 5 月28日

交 指 第 1 2 2 2 号

警 察 本 部 長

### 自転車指導警告カード活用要領の制定について（通達）

自転車の関係する事故が依然として多発している状況に鑑み、自転車運転者による危険な行為に対し、効果的な指導警告を適切に行い、更に交通安全意識を向上させていく必要があるから、自転車警告カード活用要領（平成16年交企第737号）の全部を次のとおり改正し、平成26年6月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

## 自転車指導警告カード活用要領

### 第1 趣旨

この要領は、自転車指導警告カード（以下「指導警告カード」という。）の活用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 指導警告カードの様式

自転車指導警告カード（別記様式第1）のとおりとする。

### 第3 指導警告対象行為

指導警告カードは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に規定する次に掲げる行為等を対象に活用するものとする。

- (1) 酒気帯び運転（法第65条第1項）
- (2) 信号無視（法第7条）
- (3) 通行区分違反（法第17条第4項）
- (4) 路側帯の右側通行（法第17条の2第2項）
- (5) 並進の禁止（法第19条）
- (6) 指定場所一時不停止（法第43条）
- (7) 無灯火（法第52条第1項）
- (8) 二人乗り（法第57条第2項）
- (9) 制動装置の検査（法第63条の10第2項）
- (10) 公安委員会遵守事項違反（法第71条第1項第6号）
- (11) その他交通の危険を生じさせると認められる行為

### 第4 指導警告要領

警察官は、自転車を運転し前記第3の指導警告対象行為をした14歳以上の者（以下「警告対象者」という。）又は14歳未満の者（以下「児童等」という）に対し、指導警告カードを交付して指導警告を行うものとする。

### 第5 指導警告カードの交付要領

#### 1 警告対象者に対する指導警告カードの交付

警告対象者に指導警告カードを交付する場合は、身分証明書等により人定事項を確認し、必要事項を記入の上、指導警告カード下部の交付部分を切り離して、警告対象者に交付す

ること。この場合において、違反の内容を分かりやすく説明するなど、自転車の交通安全等に係る指導を行うこと。

## 2 児童等に対する指導警告カードの交付

児童等に指導警告カードを交付する場合は、人定事項の確認を行うことなく、取扱者氏名等を記入の上、指導警告カード上部の交付部分を切り離して交付すること。この場合において、自転車の交通ルールについて分かりやすく説明するなど、交通安全意識を向上させるための指導を行うこと。

## 第6 指導警告カードの管理体制

### 1 管理責任者

地域部自動車警ら隊長、交通部交通機動隊長、第一方面本部長及び警察署長は、指導警告カードの保管及び取扱いを適正に行うため、隊（課）長補佐（第一方面本部にあっては補佐官）又は交通課長を指導警告カードの管理責任者に指定し、管理させること。

### 2 管理担当者

管理責任者は、部下職員の中から管理担当者を指定し、自転車指導警告カード受払簿（別記様式第2。以下「受払簿」という。）及び自転車指導警告カード引継簿（別記様式第3。以下「引継簿」という。）により指導警告カードの配布状況等を管理させること。

## 第7 指導警告カードの配布及び引継ぎ

### 1 配布時の措置

管理担当者は、指導警告カードを配布するときは、受領した警察官（以下「受領警察官」という。）に、指導警告カード番号、受領日、受領者氏名等の必要事項を受払簿に記入させ、受領印を押印させること。この場合において、管理担当者は配布状況を確認の上、受払簿の担当者印欄に押印するとともに、当該カード番号を転記した引継簿を受領警察官に交付し、使用状況を記載管理させること。

### 2 引継時の措置

受領警察官は、交付した指導警告カードの控え部分及び誤記し、又は汚損した指導警告カード（以下「控え等」という。）については、引継簿に引継日、違反行為、違反者氏名等必要事項を記入し、引継者印欄に押印し、速やかに管理担当者に引き継ぐこと。この場合において、管理担当者は返納された控え等を確認の上、引継簿の担当者印欄に押印すること。

### 3 使用済み時の措置

受領警察官は、交付を受けた指導警告カードを全て使用したとき又は返納するときは、引継簿を管理担当者に返納すること。この場合において、管理担当者は当該指導警告カードに係る受払簿に使用済み確認日を記入し、押印すること。

### 4 点検

管理担当者は、控え等と引継簿を突合するなど、指導警告カードの使用状況を随時点検し、長期間引継ぎのない指導警告カードについては、受領警察官に管理状況を確認すること。

## 第8 教養及び管理の徹底

管理責任者は、警察官に対して指導警告カードの活用に関する教養を実施すること。

## 第9 保存期間等

### 1 保存期間

控え等、受払簿及び引継簿（以下「各簿冊」という。）の保存期間は、当該控え等に係る使用済み確認日から1年間とする。

### 2 措置

保存期間を満了した控え等及び各簿冊は、裁断処理すること。

## 第10 留意事項

指導警告カードの活用にあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 警告対象者に対する指導警告活動は、交通指導取締りに準ずる活動として実施するものであるが、趣旨を説明しても氏名等の申立てを拒否する者又は指導警告カードの受領を拒否する者に対しては、無理な聴取又は交付を行わず、説諭にとどめること。この場合、指導警告カード裏面の特記事項欄に拒否状況等を記載し、後の紛議に備えること。
- (2) 児童等は刑事未成年者であることに鑑み、指導にあたっては刑事手続の一部であるなどの誤解を与えることのないよう、特に留意すること。
- (3) 警察官の指導警告に従わず、違反行為を継続する悪質かつ危険な警告対象者に対しては、検挙措置を講じること。この場合において、交通切符により違反を処理するときは、道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式実施要領（昭和54年埼例規第24号・交指・交処）第3の3(1)エにより身元確認を行うとともに、身元確認状況、悪質性、検挙に至った経過等を疎明した捜査報告書を作成し、三者即日処理への出頭は求めないこ

と。

(4) 指導警告に当たっては、言動等には十分注意し、無用なトラブルの防止に努めるこ

と。

## 第11 報告

指導警告カードの活用状況については、月ごとに取りまとめ、自転車指導警告カード交付状況（別記様式第4）により、翌月10日までに交通部交通指導課長を経て報告すること。

### 実施日

この通達は、平成26年6月1日から実施する。

実施日（令和2年3月18日務第602号）

この通達は、令和2年4月1日から実施する。

【様式別表省略】